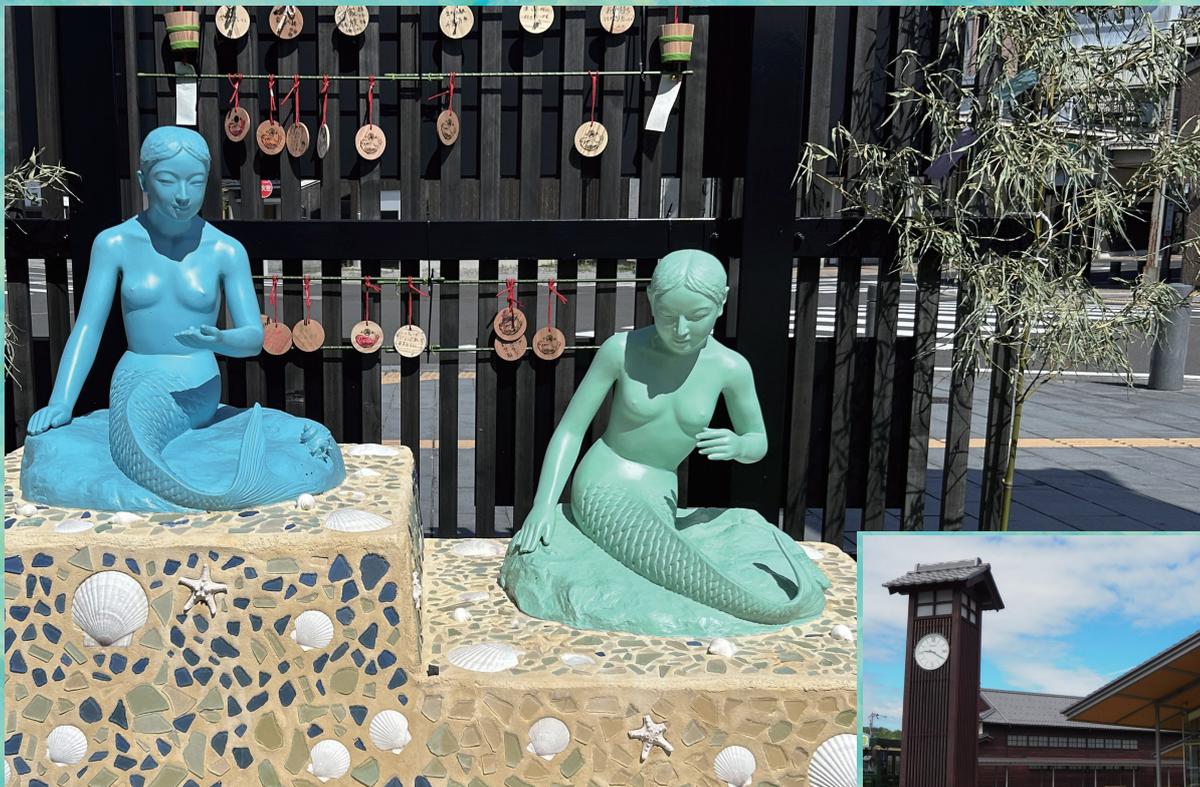


共済だより

令和6年10月発行 No.223



『まちの駅マーメイド像』(小浜市)



主な内容

組合議員選挙について	2
10月からスタート!	
～「スポーツジム」を特別会費で 利用できるようになります～	3
「資格情報のお知らせ」を送付します	4
医療費の動向について	6
障害の状態になったとき	
～在職中でも年金を受給できます～	8
退職等年金給付における基準利率等について	9
高額介護合算療養費の申請について	10
アイススケート・スキーリフト利用助成	11
貯金事業からのお知らせ	
～年末年始払戻について・残高通知書の見方～	13
育児休業手当金・介護休業手当金の上限額について	15
臨時に資金が必要になったら、貸付事業をご活用ください!	17
エル・サポート・福井からのお知らせ	18
北信越地区保養所の紹介	22
RIZAPオンライン運動セミナーを アーカイブ配信します!	24

令和6年10月1日開始! スポーツジムの特別会費利用

詳しくは3ページをご覧ください。

「資格情報のお知らせ」を送付します

詳しくは4ページをご覧ください。

RIZAPオンラインセミナーを アーカイブ配信します!

詳しくは巻末ページをご覧ください。

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

任期満了に伴う組合会議員選挙が行われます

令和6年11月12日執行予定

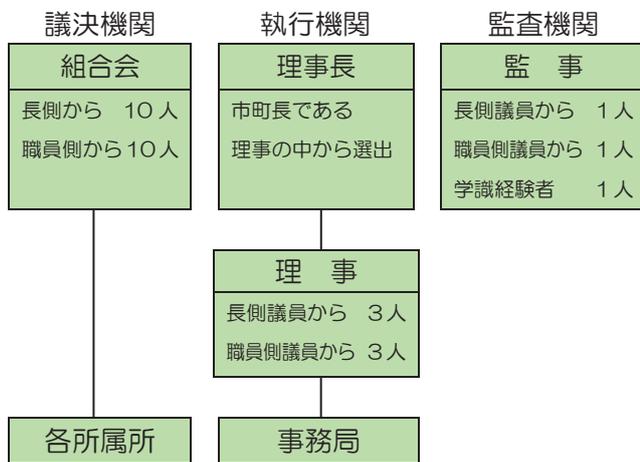
○ 共済組合の組織

共済組合には、その業務を運営するために、議決機関として「組合会」、執行機関として「理事長・理事」、監査機関として「監事」が設けられ、共済組合の事業が円滑かつ適正に行われるようになっています。

組合会は、共済組合の民主的な運営に資するため設置され、事業計画及び予算、決算等の重要事項の審議、議決を行います。

○ 議員の任期

議員の任期は2年で、現在の議員は、令和6年11月30日をもって任期満了となります。



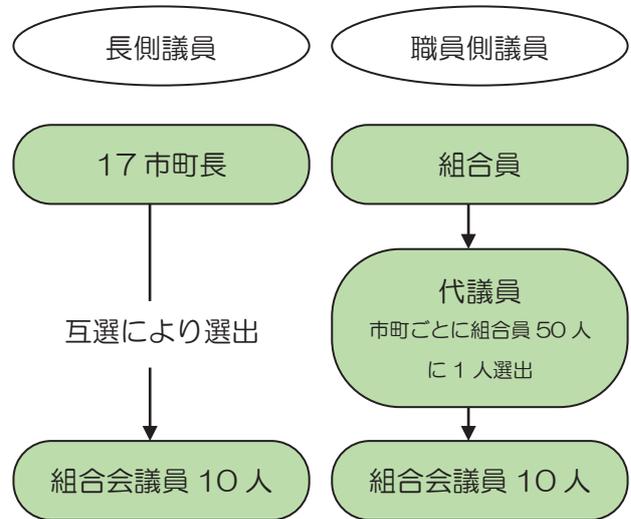
○ 選挙の方法

市町長が選挙する議員(長側議員)は【表1】の選挙区ごとに、市町長の互選により10人が選出されます。

市町長以外の組合員が選挙する議員(職員側議員)は【表2】の選挙区ごとに選出された代議員の投票又は代議員の過半数の者に異議がない場合には、代議員の指名推薦により10人が選出されます。

なお、代議員は、市町*ごとに原則組合員50人に1人選出されます。

※ 一部事務組合等は、所在地の選挙区に含まれます。



【表1】市町長が選挙する議員の選挙区

選挙区	議員定数
第1区 福井市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町	7人
第2区 敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町	3人

【表2】市町長以外の組合員が選挙する議員の選挙区

選挙区	議員定数
第1区 福井市	2人
第2区 大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町	5人
第3区 敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町	3人

<お問合せ先 総務企画課>

新組合会議員の選出

市町村長議員第2区選出の松崎晃治議員が退任されたことに伴い、去る8月22日に組合会議員の補欠選挙が行われました。

その結果、杉本和範氏(小浜市長)が当選され、前任者の残任期間である令和6年11月30日までご就任いただくことになりました。



議員
杉本 和範 氏
(小浜市長)

!!!福井県市町村職員共済組合の組合員限定!!!

令和6年10月いよいよスタート

「スポーツジム」の月会費を特別会費で利用できるようになります

共済だより(令和6年7月号)のお知らせのとおり、組合員の健康づくりのための施策のひとつとして「継続的に運動ができる」環境をご提供するため、県内に利用できる店舗が多いスポーツジム2施設(HYPERFIT24及びルネッサ)と特別会員契約を締結しましたので、令和6年10月から両施設とも特別会費でご利用できます。

ぜひ、この機会に運動習慣をスタートしてはいかがでしょうか。

10月から新規会員の受付を開始します。(ご利用の対象は、両施設とも組合員のみです。)

この機会に入会を決めた方は…手続きをお願いします

<h3>HYPER FIT24</h3> <p>店舗に直接、来店してお申込みください。 【来店申込み時にお持ちいただくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員証 ○ 本人確認書類(免許証、パスポート) ○ 会費引落口座のキャッシュカードまたはクレジットカード (一部取扱いのないカード、金融機関があります) ○ 銀行手続き完了までの月会費(1~2か月分) 	<h3>ルネッサ</h3> <p>QRコード(専用入会URL)からお申込みください。 【申込み方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① QRコードからログイン ② プラン「継続会員」を選択 ③ 初回、来店店舗・来店日を選択 ④ その後の案内(氏名等の入力)に従って申込みを完了 <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">ログインパスワード Ksk20240401</p>
---	--

スポーツジムって?と思われる方は…まずは体験から!

事前のお申込みが必要です。いずれも無料で体験できます。

<h3>HYPER FIT24</h3> <p>★1回(60分)体験★ 個人で、ご都合の良い日程で体験できます。</p> <p>【申込み方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 体験したい「店舗」に直接来店し申込み ② 「店舗」の担当者にご都合の良い日時を相談し、日時を決定します ③ 予約日時に体験 	<h3>ルネッサ</h3> <p>★1か月限定メンバー体験★ 個人で、ご都合の良い日程で体験できます。 (初回来店日から31日間10回までご利用可)</p> <p>【申込み方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 上記の専用URLにログイン ② プラン「1ヶ月限定メンバー」を選択 ③ 初回、来店店舗・来店日を選択 ④ その後の案内(氏名等の入力)に従って申込みを完了 <p>★小グループ(60分)体験(最小5名から)★ グループで都合の良い日程で体験できます。 (ヨガ、マシントレーニングなどから希望する体験を選択)</p> <p>【申込み方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当組合ホームページから「グループ体験申込書」をダウンロードし、希望日の1か月前までに共済組合に提出してください。 ② 後日「店舗」の担当者からグループ代表者の方にご連絡いたします。 希望日程から日程を相談・調整し日時を決定します。 ③ 予約日時に体験
---	--



(令和6年8月31日現在)

お問合せ先

総務企画課	0776-52-7300
健康管理課	0776-52-7301
年金課	0776-52-7303
越路	0776-77-3151

組合の状況

組合員数	13,958 人
(男)	6,050 人
(女)	7,908 人
任意継続組合員数	236 人
被扶養者数	7,727 人

～～「資格情報」と「マイナンバー」の確認をお願いします～～ 「資格情報のお知らせ」を送付します

◆「資格情報のお知らせ」交付の目的◆

令和6年12月2日から現行の組合員証等(健康保険証)は新規発行されなくなるため、原則、「マイナ保険証」のご利用となります。

- ◎「資格情報のお知らせ」は、「マイナ保険証」への移行後、マイナンバーカードには組合員の資格情報(組合員証記号番号等)の記載がないため、ご自身の資格情報をいつでも確認できるよう交付します。
- ◎「マイナ保険証」への移行に際し、マイナンバーカードを「健康保険証」として組合員と被扶養者の方に安心してご利用いただけるよう、『**共済組合の資格情報**』と『**マイナンバー**』が正しく紐づいていることをご自身で確認していただくため、今回1回限り、マイナンバー下4桁を記載し交付します。
(マイナンバー下4桁は、オンライン資格確認に登録されているマイナンバーが提供され、記載したものです)

◆交付対象者◆

『組合員』及び『被扶養者』に交付します。

※ 送付にあたっては、所属所を通して世帯ごとに送付します。

組合員または被扶養者の方から特段のお申し出がない場合、黙示の同意をいただいたものとさせていただきますので、ご了承をお願いします。

※ オンライン資格確認に登録されているマイナンバー下4桁の提供がされていない方へは、後日、マイナンバーの記載がない「資格情報のお知らせ」を送付します。

◆内容をよく確認して大切に保管してください◆

- ◎「資格情報のお知らせ」は、共済組合の組合員及び被扶養者であることを証明するものです。
- ◎医療機関等で「マイナ保険証」が使えない場合などに必要になりますので大切に保管してください。

【確認していただくこと】 ①共済組合の資格情報 ②マイナンバーの下4桁
⇒ 万一、誤りがある場合は、共済組合へご連絡ください。

★現在、お持ちの組合員証等(健康保険証)が使える期間

経過措置として本年12月2日以降1年間は使用可能となる予定です。なお、経過措置期間中に有効期限が到来する場合は、その有効期限までの使用となります。

★健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカードが「マイナ保険証」です。

マイナンバーカードを「マイナ保険証」として利用するには、「健康保険証利用登録」が必要です。
急な医療機関の受診に備えて「マイナ保険証」のご登録をお願いします。

◆◆◆QRコードから利用申込(登録手続き)が行えます◆◆◆

利用申込受付中!

**マイナンバーカードが
健康保険証として
利用できます!**

申込方法は
特設ページでも
確認できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html




◆◆◆詳細は厚生労働省Webサイトでご確認いただけます◆◆◆

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用 🔍 検索

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare




「マイナ保険証」を利用すると、「限度額適用認定証」がなくても、窓口負担額を高額療養費の自己負担限度額まで抑えることができます。



組合員に係る市町村民税の課税状況が「非課税」の方は、事前の報告が必要です。

医療機関等の窓口でのお支払いが高額となる場合、「マイナ保険証(※)」を提示し、「限度額情報の表示」に同意すると、「高額医療費の自己負担限度額(下表)」まで抑えることができます。

ただし、組合員に係る市町村民税の課税状況が「非課税」の方は、事前の報告が必要になります。「非課税」に該当される場合は、各所属所の共済組合事務担当課にて手続きを行ってください。

※ マイナンバーカードを「マイナ保険証」として利用するには、マイナポータル等で事前登録を行う必要があります。

「高額療養費の自己負担限度額(70歳未満)」

標準報酬の月額	適用区分	限度額計算方法
830,000 円以上	ア	252,600 円+ (医療費-842,000 円)×1/100
530,000 円~790,000 円	イ	167,400 円+ (医療費-558,000 円)×1/100
280,000 円~500,000 円	ウ	80,100 円+ (医療費-267,000 円)×1/100
260,000 円以下	エ	57,600 円
低所得者(市町村民税非課税等)	オ	35,400 円

◆ 「限度額適用認定証」を利用する場合の交付申請はお早めをお願いします。

「限度額適用認定証」を利用して窓口負担額を高額療養費の自己負担限度額まで抑える場合は、各所属所の共済組合事務担当課を通じて当組合へ申請していただくことで「限度額適用認定証」を交付いたします。

なお、「限度額適用認定証」の申請から交付までに一週間ほど要するため、限度額適用認定証の交付申請はできるだけお早めに行ってください。

◆ 70歳以上75歳未満の方の「限度額適用認定証」について

70歳以上75歳未満で自己負担割合が2割の方は、当組合が発行する「高齢受給者証」を提示していただくことで同様の窓口負担となりますので、「限度額適用認定証」の交付申請を行う必要はありません。

ただし、70歳以上75歳未満の方でも、自己負担割合が3割であり、かつ所得区分が一定以上所得者(標準報酬の月額が83万円以上を除く)の場合は、「限度額適用認定証」が必要となりますのでご注意ください。



『まちの駅マーメイド像』(小浜市)



まちの駅マーメイド像は、八百比丘尼伝説にちなんでマーメイドを切り口として、観光プロモーションを展開する「OBAMermaidプロジェクト」の一環で、まちの駅の新しいシンボルとして設置されました。

この像は、かつて、「小浜ロッジ」の大浴場に設置され、長年親しまれていたもので、ロッジの閉業とともに撤去され、長らく使われていませんでしたが、若狭高校美術部と共同で復元しました。

医療費の動向について

令和2年度から会計年度任用職員の方が加入され、2年度、3年度で組合員数が約1,000人増加し、また、令和4年10月には約3,500人の短期組合員が加入され、組合員数・被扶養者数ともに増加しております。同時に令和2年度から新型コロナの影響を強く受け、医療費の動向を見極めるには、一定程度の期間を分析する必要があると考えております。

医療費データ分析及び健診データの分析を行い、組合員のみなさまの健康の増進と同時に医療費を削減ができるよう効率的・効果的な事業を行ってまいります。

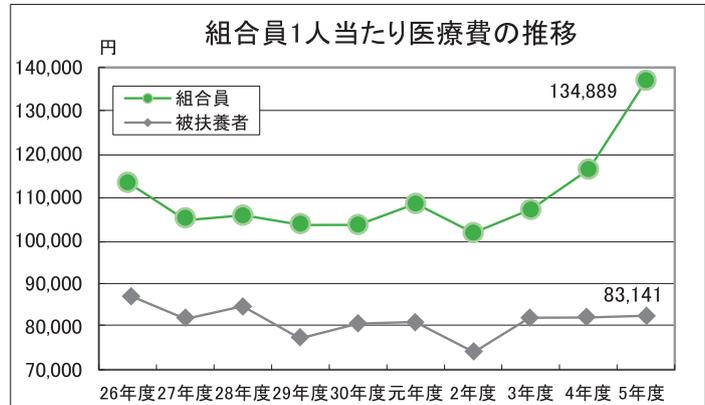
組合員の皆様には、疾病の早期発見・早期治療を心掛けていただき、健康診断や人間ドックで精密検査や治療が必要とされた場合は、必ず医療機関を受診してください。

◇◇組合員1人当たり医療費◇◇

医療費の状況を把握する際の代表的な指標の一つであり、1年間の総医療費を平均組合員数で除した金額です。

本人・被扶養者ともに令和2年度には新型コロナウイルスの影響により、受診控えによる減少が見られます。

組合員本人の1人当たり医療費は、令和5年度は大きく増加しました。令和4年10月に短期組合員が約3,500人加入したことにより、外来診療が増加し、組合員の平均年齢が約3歳上がったことも増加の原因と考えられます。組合員1人当たり医療費は、令和2年度以前と比べ、1.3倍程度増額しています。被扶養者については、入院・外来とも医療費は横ばいとなりました。

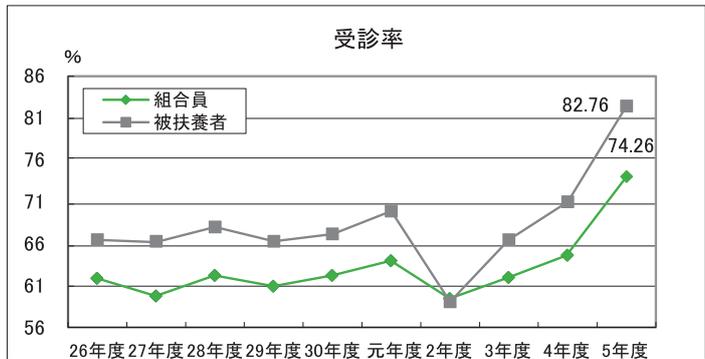


◇◇医療費の三要素の推移◇◇

受診率

受診率は、健康を害している人がどの程度いるかを示す指標で、年間の受診件数を年間延べ組合員数・被扶養者数で除した割合です。

医療を受ける側の受診動向や感染症の流行などの疾病構造等に依存しやすいため、令和2年度には、新型コロナウイルスの影響により医療提供体制が制限されたことや、受診控えが発生したことにより、組合員本人、被扶養者ともに顕著な減少が見られます。令和4年度は、受診控えからの影響で組合員本人、被扶養者ともに増加しました。令和5年度は、短期組合員の加入に比例して増加したものと考えられます。

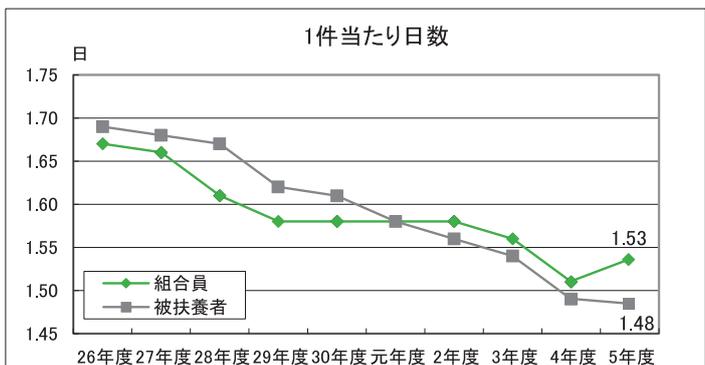


1件当たり日数

患者の受診動向や疾病の種類、医療機関における診療行為など、医療を受ける側による要因、並びに、医療供給側による要因の両方の影響を受けやすいと考えられています。

組合員本人、被扶養者ともに減少傾向にあります。令和5年度の組合員が増加したのは、短期組合員の加入によるものと分析しています。

診断技術の向上によるがんの早期発見をはじめ、内視鏡手術、抗がん剤などの効果的な治療法の導入により入院が短期化していることや、診療報酬制度上の入院基本料の加算要件である平均在院日数要件が影響しているものと考えられます。

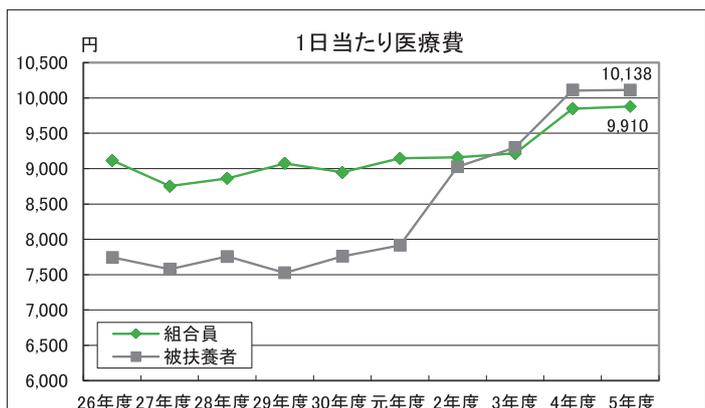


1日当たり医療費の推移

1日当たり医療費は、金額が高いほど重症化・慢性化した疾病を抱える方が多いことを表す指標ですが、医療供給側の診療行為などの要因に依存しやすいと考えられます。

組合員本人、被扶養者ともに増加傾向にあります。令和4年度は新型コロナウイルスの第7波、第8波で感染した組合員、被扶養者が多く発生したことが影響しているものと考えられます。

また、短期組合員の加入のほか、高額な薬剤の保険適用の影響も考えられ、令和5年度もほぼ横ばいで推移しています。



<お問合せ先 健康管理課>

40歳以上75歳未満の任意継続組合員及び被扶養者のうち 特定健康診査の受診券が届いた皆様へ

特定健康診査の受診はお済みですか？



生活習慣病は自覚なく進行し、気づいた時には重症化していることがあります。
早期発見のため、ぜひ特定健康診査を受診していただきますようお願いいたします。

STEP
1

特定健康診査の受診方法を選び予約する(予約不要な場合もあります)

① 集団健診で受診

お住まいの市町が行う集団健診の会場で受診できます。健診日程等の詳細は、お住まいの市町へご確認ください。

② 医療機関で受診

当組合と契約している約300か所の病院等で受診できます。必ず予約して受診ください。

③ 勤務先等の健診受診

お勤め先等で健診を受ける場合、健診結果の写しを当組合に提出すると、特定健診を受診したことになります。

STEP
2

特定健康診査を受診する STEP 1 の①または②の場合

健診費用は**無料!**
当日は、組合員証と受診券をお持ちください。

受診方法等詳細につきましては、5月送付の受診券に同封した冊子『令和6年度特定健康診査のご案内』をご確認ください。

受診券等を紛失された場合は再発行いたしますので、共済組合健康管理課までご連絡ください。

STEP
1

③に
該当する場合はこちら!

特定健康診査受診券を使用せずにお勤め先等で健診を受けた方で、
健診結果を当組合に提出いただいた方に

QUOカード500円分を進呈します!

次の①②に該当する方は、提出書類を揃えて受診券送付時に同封している返信用封筒で共済組合へ送付してください。

① 令和6年度中に①または②のいずれかを受ける方

- ① お勤め先等での健康診断
- ② 共済組合の助成を受けない人間ドック

② 令和5年4月1日時点で福井県市町村職員共済組合の被扶養者であった方で、令和5年度中に①または②のいずれかを受けた方

- ① お勤め先等での健康診断
- ② 共済組合の助成を受けない人間ドック
(令和5年度分の健診結果を、すでに共済組合にご提出いただいた方は除きます。)

● 提出書類 ●

- ① 健診結果票のコピー
- ② 特定健康診査質問票
- ③ 特定健康診査受診券
(令和6年度分の結果を提出する場合)

※ 詳細については、受診券送付時に同封している冊子「令和6年度特定健康診査のご案内」をご確認ください。



<お問合せ先 健康管理課>

障害の年金

在職中でも年金を受給できます
お早めにご相談ください



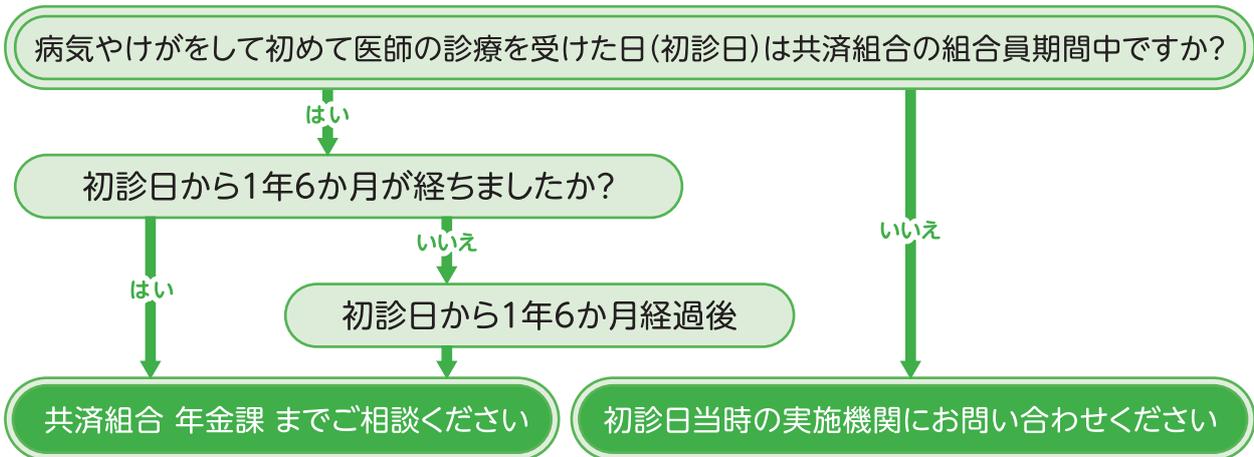
障害厚生年金は、組合員である間に初診日がある病気やけがが原因となって、障害等級が1級・2級または3級に該当する障害の状態になり、かつ保険料納付要件を満たしているとき(※)に支給されます。

なお、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったときは、原則として国民年金制度の障害基礎年金も支給されます。

(※) 初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ、保険料の納付要件を満たすことになります。

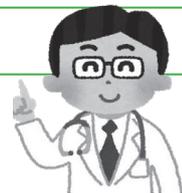
障害厚生年金の受給資格

下記のフローチャートでご確認ください。



障害厚生年金の支給要件

次のいずれかに該当する場合、障害厚生年金が支給されます。



① 障害認定日において障害の状態にあるとき

組合員である間に初診日(注1)があり、かつ、障害認定日(注2)において、障害等級が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態(注3)にあるとき

② 障害認定日後に障害の状態になったとき(事後重症制度)

障害認定日において、障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった人が、その後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害の状態になったとき

③ 他の障害と併合して初めて該当するとき(基準障害制度)

組合員である間に初診日のある傷病による障害[基準傷病]と、その他の傷病(基準傷病の初診日以前の傷病に限る)による障害とを併合して、障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったとき

(注1) 初診日とは、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

(注2) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日(その期間内に傷病が治ったとき、またはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったとき(下欄「障害認定日の特例について」参照))をいいます。

(注3) 障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態については、県から交付される身体障害者手帳等との等級とは異なり、厚生年金保険法及び国民年金法で定められた認定基準をいいます。

障害認定日の特例について

原則として、初診日から1年6か月を経過した日を障害認定日としていますが、人工透析の開始や人工骨頭等の挿入置換、心臓ペースメーカ等の装着など、特例が適用される場合がありますので、共済組合までご連絡ください。

<お問合せ先 年金課>

退職等 年金給付

令和6年10月からの基準利率等の値

退職等年金給付(年金払い退職給付)に関する基準利率については、毎年9月30日までに当年10月から翌年9月までの率を地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされています。

これにあわせ、基準利率を算定基礎とする終身年金現価率及び有期年金現価率も変更されます。

今般、地方公務員共済組合連合会の定款が変更され、令和6年10月から令和7年9月まで適用される率が定まりましたので、お知らせします。

1

基準利率

0.26%

※ 令和5年度に行われた財政再計算の積立剰余を財源とした「加算率0.08%」が加算されています。

詳しくは共済だより7月号をご確認ください。

2

年金現価率

終身年金現価率			有期年金現価率		
年齢	R5.10～ R6.9	R6.10～ R7.9	支給 残月数	R5.10～ R6.9	R6.10～ R7.9
60歳	27.052936	27.162255	120月	9.964513	9.869149
65歳	22.821764	23.129448	240月	19.859541	19.485332

※ 上記以外の年金現価率については「地方公務員共済組合連合会」のホームページを確認ください。

基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率等に関する詳細はこちら

<https://www.chikyoren.or.jp/>

地方公務員共済組合連合会

検索

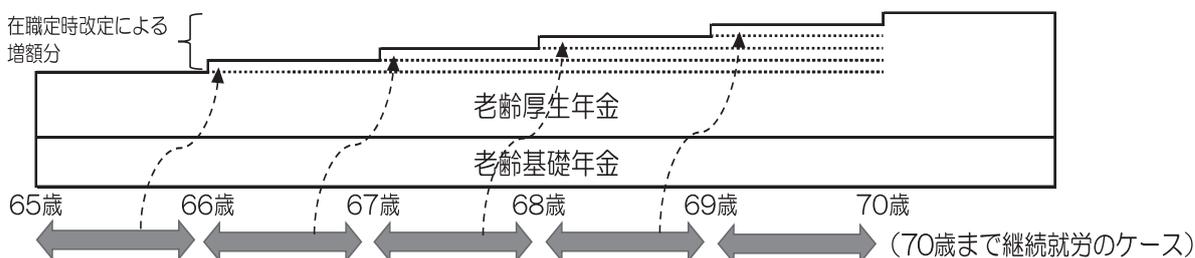
トップページの「年金関連情報→年金財政関係→年金払い退職給付(退職等年金給付)
→地共連の定款で定める事項(基準利率等)」からご覧いただけます。

老齢の 年金

65歳以上の在職者の「在職定時改定」

年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図るため、65歳以上で在職中の方については、毎年10月に年金額の改定が行われます。これを「在職定時改定」といいます。

在職定時改定は、毎年1回、基準日(9月1日)において厚生年金の被保険者として在職中の方の年金額を、8月までの加入実績に応じて、10月分の年金(12月期支給)から改定します。



<お問合せ先 年金課>

共済だより R6.10

高額介護合算療養費の申請について

医療保険制度と介護保険制度の負担が重複して生じている世帯にあっては、高額療養費等の支給を受けてもなお、重い負担が残っていることがあります。

そこで、医療と介護の1年間の自己負担額(高額療養費等の差し引き後)の合算額に自己負担限度額を設け、その世帯に及ぼす負担の一部を軽減する仕組みが設けられています。

「高額介護合算療養費」の申請の受付は随時行っておりますので、該当される方は事前に所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課へお問い合わせください。

● 支給対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

● 支給対象となる方

基準日(7月31日)に医療保険上の世帯(共済組合にあっては、組合員とその被扶養者によって構成される世帯をいいます。)内で、支給対象期間にかかった医療保険と介護保険の両方の自己負担額(高額療養費・附加給付等の差し引き後)の合計が、下表の合算算定基準額を超えた方に支給されます。

● 合算算定基準額(年間における自己負担限度額)

区分	70歳未満	70歳以上のみの世帯
標準報酬の月額 830,000円以上	2,120,000 円	2,120,000 円
標準報酬の月額 530,000円～790,000円	1,410,000 円	1,410,000 円
標準報酬の月額 280,000円～500,000円	670,000 円	670,000 円
標準報酬の月額 260,000円以下	600,000 円	560,000 円
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税世帯)	340,000 円	310,000 円
低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下等)		190,000 円

※対象となる額には、食費・居住費・差額ベッド代などは含まれません。

ジェネリック医薬品に変更された場合に 差額がある方に通知をお送りします

共済組合では、医療費の削減のため、ジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます。
10月下旬に、下記の対象者へ所属所経由で「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します。



★ ジェネリック医薬品とは？

新薬(先発医薬品)の特許期間が満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。
(新薬が効能追加を行っている場合など異なる場合があります。)

★ 通知対象者

今年の4月から6月までの間に調剤薬局でお薬を受け取った方で、自己負担額が一定額軽減する可能性がある方。
(対象期間にお薬を処方された方全員に通知するわけではありません。)

★ 通知の見方

共済 太郎 様 (999-9-9999-99999999)			ジェネリック医薬品に切り替えた場合、 軽減可能な金額の目安です。			共済 太郎様が平成99年9月処方分を ジェネリック医薬品に切り替えた場合		
ジェネリック医薬品のお知らせ			最大 556円 軽減可能です					
平成99年9月の処方実績				ジェネリック医薬品に切り替えた場合				
薬局/病院名/先発医薬品名	薬価	数量・単位	現状支払額 ※①	ジェネリック医薬品名※②	製薬会社名 ※②	削減可能額 ※③	切替後 支払額	
共済調剤薬局				△△△△錠5mg				
〇〇錠5	56.80	60.0錠	¥ 1,022	□□□□				
				△△△△錠5mg				
				◇◇◇◇錠5mg				
				▽▽▽▽錠5mg				

この月に処方されたお薬(先発医薬品)の分で試算
しています。薬局または病院ごとにお薬名やお薬
代など記載しています。

処方されたお薬(先発医薬品)から切り替えること
ができるジェネリック医薬品の名称等です。
最大3種類記載していますが、他にも切り替えが
できるお薬が存在することがあります。



まずは医師や薬剤師にご相談ください!
症状や薬の種類によっては、ジェネリック医薬品が使用できない
場合があります。まずは、医師や薬剤師にご相談ください。

<お問合せ先 健康管理課>

歯科健診を受けましょう!

助成対象となる組合員が、福井県歯科医師会加盟の歯科医院で歯科健診を受診する場合、共済組合がその費用を負担します。

初期症状の少ないむし歯や歯周病は、痛みなどの自覚症状が出る頃にはかなり悪化していることがありますので、早期発見が重要です。定期的に歯科健診を受診することで早期発見につながります。

助成対象となる方には、7月上旬に所属所を通じて「歯科健診助成のご案内」をお届けしておりますので、お手元に届いている方は、ぜひ歯科健診を受診してください。

「歯科健診助成事業」のご案内

★対象者 当年度中に27・33・36・45・55歳に達する組合員
(任意継続組合員・被扶養者を除く。)

★実施期間 令和6年7月1日 から 令和7年1月31日 まで

★回数 1人1回

★費用 **無料** (歯科健診にかかる費用を助成します。)

※ 歯科健診以外の費用 (下記参照) は自己負担となります。

- ・歯科健診後、引き続き行われた治療の費用。
- ・定期的な歯科健診の費用。(定期健診と内容が異なるため)
- ・フッ素塗布、クリーニング、矯正 等

★受診方法について 「歯科健診助成のご案内」に同封のチラシまたは当組合のHPをご覧ください。

当組合HPもご覧ください

<https://www.fukui-kyosai.jp/>



★実施場所

ご案内同封の「福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト」中の希望する歯科医院

対象者には7月上旬に封筒をお届けしています。



冬を思いっきり楽しもう!

アイススケート・スキーリフト利用助成

この冬も、アイススケート利用助成・スキーリフト利用助成を下記の内容で実施する予定です。

対象施設及び助成対象期間については確定しておりませんので、

詳細が決定次第、各所属所の共済事務担当課へ通知いたします。

当組合のホームページにも掲載いたしますので、ご確認ください。

冬ならではのスポーツを楽しみましょう!

◀ 参考：令和5年度の助成対象施設及び対象期間 ▶

◎ アイススケート利用助成

対象施設：ニューサンピア敦賀 アイススケート場

対象期間：10月下旬～翌年5月初旬

◎ スキーリフト利用助成

対象施設：九頭竜スキー場・福井和泉スキー場・スキージャム勝山

新保ファミリースキー場・今庄365スキー場

対象期間：12月～翌年3月



<お問合せ先 健康管理課>

オンライン資格確認等システムによる 旧保険者からの特定健診情報提供の不同意について

オンライン資格確認等システムは、政府が医療保険制度の効率的な運営を図るために推進しているものであり、機能の1つとして、当組合加入前に加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）にて実施された特定健康診査（以下「特定健診」という。）の情報を、当組合に提供することが可能となっています。

この提供にあたっては、オンライン資格確認等システムを用いて当組合が旧保険者から特定健診情報の提供を受ける場合に限り、当組合又は旧保険者は組合員又は組合員であった者の同意を得ることは不要とされております。

一方、組合員が、旧保険者で実施した特定健診の情報を、オンライン資格確認等システムにより当組合に提供することを希望しない場合は、組合員より当組合に対して「オンライン資格確認等システム特定健診情報不同意申請書」※を提出することで、当組合は、旧保険者に対して特定健診情報の提供を依頼しません。

※申請書はお勤めの市町の共済組合事務担当課にございます。

●提供されない具体的な情報項目●

特定健診受診年月日、特定健診情報（身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等）

●不同意による効果と留意事項●

申請書の提出をもってオンライン資格確認等システム上に設定を行い、当組合が、組合員が過去に加入していた全ての保険者が保有する特定健診情報が閲覧できないようにします。

「健康こんぱす」のお知らせ

当共済組合のホームページから閲覧できるコンテンツ「健康こんぱす」では、疾病予防や運動、レシピなどのさまざまなヘルスケア情報を毎月更新しています。

共済組合ホームページ(<https://www.fukui-kyosai.jp>)のトップページにバナーが掲載されていますので、是非ご家族でご覧ください。

★現在の掲載記事★

- 健康について考えよう！
 - 健康レシピ
 - 運動のある暮らし
 - 家族のコミュニケーション術 等
- ※バックナンバーもご覧いただけます。

共済組合HPは
こちら！



組合HP下部の
このバナーから！

健康こんぱす
Health Compass 

貯金事業からのお知らせ

◆払戻日についての注意◆

- 払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。
- ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は払戻ができません。
- 「払戻請求書」は、払戻日の2営業日前(土日・祝日は除く。)までに共済組合必着でご提出ください。

※郵便物の配達は、投函から3営業日程度要しますので、余裕をもってご提出ください。
 なお、所属所の共済組合事務担当課へ提出する場合の提出期限についても、ご注意ください。

【令和6年10月から令和7年1月までの払戻注意日】

払戻注意日	払戻請求書の 当組合必着日
10月15日(火)	10月10日(木)
11月5日(火)	10月31日(木)
12月27日(金)	12月25日(水)
1月7日(火)	12月27日(金)
1月14日(火)	1月9日(木)

祝日や年末の払戻請求書
必着日にご注意ください。

- ← 今年最後の払戻日
- ← 来年初初の払戻日



◆組合員貯金残高通知書の送付について◆

- 9月末決算利息組入後の組合員貯金残高等を記載した「組合員貯金残高通知書」を、所属所を通じて、組合員の皆様へ10月中にお届けする予定です。
- 任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。
- 令和6年度上半期(4月～9月)の入出金状況等を記載しています。

差引積立額 = 期間中の積立額合計
 60,000円 給与積立(6か月分)
 + 50,000円 賞与積立
 + 300,000円 臨時入金
 - 70,000円 一部払戻
 340,000円

「一部払戻」の合計額が「給与積立・賞与積立・臨時入金」の合計額より多い場合、マイナス表記になります。

【組合員貯金残高通知書の見方】

組合員貯金残高通知書
 普通貯金の残高通知書をご送付申し上げますので、ご査収ください。

所属所名 氏名

差引積立額 340,000円 (B) + 税込利息額 733円 (C) - 所得税額 148円 (D)

税区分	〇.9.30の残高円	〇.3.31の残高円
課税	340,585	0 (A)

決算日	利率(%)	税率(%)	非課税限度額(万円)
〇.9.30	0.8	20.315	

現在登録されているあなたの振込先は下記の通りです。

銀行名	〇〇銀行
支店名	〇〇支店
預金種目	普通預金
口座番号	1234567

名義人 〇〇〇〇 (部課署)

お積立等明細					
日付	種別	金額(円)	日付	種別	金額(円)
〇.4.21	給与積立	10,000	〇.9.27	一部払戻	70,000
〇.5.21	給与積立	10,000			
〇.6.21	給与積立	10,000			
〇.6.30	賞与積立	50,000			
〇.7.13	臨時入金	300,000			
〇.7.21	給与積立	10,000			
〇.8.21	給与積立	10,000			
〇.9.21	給与積立	10,000			

(注) 今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。

利息組み入れ後の残高
 0円 (A)
 + 340,000円 (B)
 + 733円 (C)
 - 148円 (D)
 340,585円

払戻金の振込先として登録されている口座です。
 変更したい場合は、所属所の共済組合事務担当課へお申し出ください。

<お問合せ先 総務企画課>



被扶養者認定・取消 Q&A



被扶養者認定の取り扱い基準については定期的にご案内しておりますが、今回は更新手続き事例をQ&A形式にしました。

Q

県外の大学に通っている息子が令和6年10月から大学を休学することになりました。組合員被扶養者証の有効期限は令和7年3月31日となっておりますが、必要な手続きはありますか？

A

被扶養者申告書にて更新の手続きが必要です。休学期間は稼働能力者となるため、収入や送金の事実の確認などが必要です。なお、学生の子の場合、退学や留年などの場合も更新が必要となります。配偶者等はパート開始やパート先の変更、年金の受給開始等の場合、更新が必要となりますので、被扶養者の状況が変わった際には、遅滞なくお手続きをお願いいたします。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職した場合や、被扶養者として認定されている方が就職などにより資格を喪失された場合には、速やかに「組合員証・組合員被扶養者証等」を返還してください。

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

資格喪失後の医療機関等の受診について

- ◆ 資格喪失後に医療機関等を受診する場合は、新たに加入した健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証を窓口で提示し、「保険証の変更」を申し出てください。
- ◆ 新たに加入する健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証が交付されるまでの間に医療機関等を受診する場合は、窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出て、指示に従ってください。



資格喪失後に組合員証・被扶養者証を使用して、医療機関等を受診した場合は、当組合が負担した医療費の全額を返還していただくことになります。

育児休業手当金・介護休業手当金の上限額について

育児休業手当金及び介護休業手当金につきましては、それぞれの計算式に基づき給付日額(1日あたりの支給額)を算出します。

ただし、計算に用いられる標準報酬の月額や給付日額には、雇用保険法の規定に準じた上限額があり、雇用保険法が毎年8月1日より変更されることから、この上限額も毎年見直されています。

令和6年8月1日からの上限額については、それぞれ次のとおりです。

区 分	給付日額	
育児休業手当金	育児休業の期間が180日に達するまでの期間の方 ※1	14,334 円
	育児休業の期間が180日を経過した方 ※2	10,697 円
給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額		500,000 円

★育児休業手当金

給付日額(1日あたりの支給額)
 ※1 標準報酬の日額 × 67 / 100
 ※2 標準報酬の日額 × 50 / 100
 標準報酬の日額 = 標準報酬の月額 × 1 / 22 (10円未満四捨五入)

区 分	給付日額
介護休業手当金	15,778円
給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額	
530,000 円	

養育特例の手続きは お済みですか？



「養育特例」とは、3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育開始日の前月(基準月)の標準報酬月額(= 従前標準報酬月額)よりも下回った期間において、将来年金の額を算定する際に、従前標準報酬月額に基づき算定できる特例制度です。

◆ 申出が必要です!

養育特例を受けようとする場合には、組合員本人からの申出が必要です。申出書の様式は、各所属所の共済組合事務担当課(総務課・職員課など)で入手してください。

◆ 時効があります! (2年)

養育特例は、申出から2年まで遡って適用することができます。たとえば、令和4年10月時点で養育特例の対象となっている場合、令和6年10月末までに申請書の提出がなければ令和4年10月は、時効により養育特例の対象外となってしまいますのでご注意ください。

◆ 掛金(保険料)・短期給付の算定は実際の標準報酬月額で…

養育特例は、あくまで、将来年金の額を算定する際に、実際の標準報酬月額を従前標準報酬月額に置き換えて適用させるものです。そのため、毎月の短期掛金や厚生年金保険料などは、実際の標準報酬月額に基づいて徴収されます。養育特例の申請を行うことで、掛金等の額が従前標準報酬月額に基づいて算定されるわけではありません。

また、短期給付・各種手当金についても、実際の標準報酬の月額に基づいて算定されます。

※対象となる子の人数や産休・育休による掛金等免除期間の有無によって取扱いが異なりますので、まずは、所属所の共済組合事務担当課又は共済組合健康管理課までお問い合わせください。

<お問合せ先 健康管理課>

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるとき

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるときには、組合員証が使える場合と使えない場合があります。

負傷内容や原因等をはっきり伝えて施術を受けるようにしましょう。



組合員証が使える場合

柔道整復師	急性または亜急性の外傷による打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等） 骨折・不全骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）
鍼灸	神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛 ※鍼灸の施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。
マッサージ	筋麻痺、関節拘縮等（改善などの治療効果が期待できる場合） ※マッサージの施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。

組合員証が使えない場合の例 → 全額自己負担となります

柔道整復師	日常生活のなかの疲れ・肩こり・腰痛 スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛 病気（リウマチ、五十肩、関節炎など）からくる痛みやこり 脳疾患後遺症などのリハビリ 症状改善のみられない長期の施術 以前負傷した部位の痛み 原因不明の痛みや違和感 加齢による身体の痛み 外科・整形外科で受診中、同時に柔道整復師施術も受ける場合
-------	---

柔道整復師にかかるときは次の点に注意しましょう

◆ 原因を正しく伝えましょう

何が原因でケガをしたのかをきちんと伝えましょう。
また、交通事故など第三者行為で健康保険を使う場合は、共済組合に連絡してください。

◆ 「療養費支給申請書」の内容をよく理解して、必ず自分で署名しましょう

組合員証で施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要です。
記載されている傷病名・施術日数・金額を確認して、必ず自分で署名しましょう。
また、領収書も必ずもらうようにしましょう。

◆ 施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、内科的疾患が原因とも考えられますので、医師の診察を受けることをおすすめします。

施術内容の確認にご協力をお願いします

共済組合では、医療費適正化の観点から、柔道整復師・鍼灸・マッサージの受診に係る施術内容などの確認を「株式会社オークス」に委託しております。施術内容や負傷原因などを皆様に照会させていただく場合がありますので、お手元に照会文書が届いたときには期限までにご回答くださるようご協力をお願いします。

<お問合せ先 健康管理課>



臨時に資金が必要になった…

そんな時は共済組合の貸付事業をご活用ください!!

共済組合では、組合員の皆様が臨時に資金を必要とする場合に、資金を貸付け、分割(給与天引き)によりご返済いただく貸付事業を行っています。

ご自宅の新築・リフォーム費用、自動車の購入費用、結婚式の費用、お子様の入学・修学の費用等様々な用途にご利用いただけますので、ぜひ共済組合の貸付事業をご検討ください。

貸付種類:住宅貸付
最高限度額:組合員期間に応じて1,800万円
償還例:700万円貸付の場合
給与償還額 29,369円
賞与償還額 58,738円
償還回数 198回
(約14年)



新築・リフォームをしたい!

貸付種類:結婚貸付
最高限度額:200万円
償還例:200万円貸付の場合
給与償還額 17,747円
償還回数 120回
(10年)



子の結婚費用が必要!

現在の利率は**1.26%**!

お申込みは、所属所の
共済組合事務担当課へ

貸付種類:普通貸付
最高限度額:200万円
償還例:180万円貸付の場合
給与償還額 15,973円
償還回数 120回
(10年)



新しい車が欲しい!

貸付種類:修学貸付
最高限度額:180万円(1学年毎)
償還例:100万円貸付の場合
給与償還額 7,209円
償還回数 150回
(約12年)



子の修学費用が必要!

貸付事業のここがポイント!



- ・余裕資金ができた場合、いつでも**繰上返済が可能**です。**手数料はかかりません。**
(一部返済か全額返済をお選びいただけます。)
- ・お申し込みの際、保証料等は不要です。保証人も不要です。
- ・住宅貸付の**抵当権の設定は不要**です。
- ・**修学貸付や結婚貸付等は、申込書類が共済組合に到着してから最短1週間程度で貸付可能**です。
(普通貸付・住宅貸付は毎月15日共済組合必着、毎月末営業日に貸付します。)

※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に応じて定められます。

※ 令和6年10月からの、退職等年金給付の基準利率改定に伴う貸付利率の変更はありません。

※ 貸付申込方法等の詳細については、ホームページでご確認いただけます。

※ **会計年度任用職員等の任期の定めのある組合員については償還金額等の取扱いが異なります**ので、必ず事前に所属所の共済組合事務担当課または共済組合までご相談ください。

※ **貸付お申込み後、書類に不備があると再提出等に時間がかかるため、なるべくお早めにお申込みください。**

<お問合せ先 総務企画課>

共済だより R6.10

令和7年度新規加入・更新のご案内が始まります！ (令和6年11月初旬～)

制度内容

制度名称	保障内容	退職後継続
生活サポートプラン	公的遺族年金を補完する制度です。死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。なお保険金は、年金形式で受け取ることができます。	
医療保障保険	病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。入院給付金は日額3,000円・5,000円・8,000円のうち、ご加入の金額をお支払いします。 ※8,000円については、本人のみの取扱いとなります。	退職後も 保険年齢69歳 までの保障が 確保できます
Wide 医療	疾病・傷害による手術給付、7大疾病(三大疾病+所定の生活習慣病)(注)による入院・手術給付、女性疾病での入院・手術等を幅広く補償します。 (注)三大疾病とはがん(上皮がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中、所定の生活習慣病とは糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。	
新 治療費支援制度	病気やケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療、先進医療による療養を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。	退職後も 保険年齢69歳 までの保障が 確保できます
新 長期所得補償保険	病気やケガにより7日間(免責期間)を超えて就業障害となった場合、就業障害が継続する限り3年(補償対象期間)を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。 ※所定の精神障害による就業障害の場合、2年が限度です。 (注)入院だけではなく、医師の指示による自宅療養も対象となります。 (※)免責期間は、就業不能給付金の支払対象とならない期間です。	退職後 継続なし
職場復帰支援制度	就業不能状態が不支給期間を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。就業不能状態の場合の収入の減少に備えます。 (注)入院だけではなく、医師の指示による自宅療養も対象となります。 (※)不支給期間は、就業不能給付金の支払対象とならない期間です。	退職後 継続なし
健活キャッシュバック対象 三大疾病支援制度	3つの特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。また、三大疾病に関連の深い四疾病(重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変)を加えた7大疾病、上皮内新生物の治療費等をトータルサポートします(特約を付加した場合)。	退職後も 保険年齢69歳 までの保障が 確保できます
傷害総合保険	不慮の事故による入院・通院・手術等をされた場合、保険金をお支払いします。その他にも、賠償責任保険金、介護保険金や携行品損害保険金の給付もあります。	一時払退職後 傷害保険 (保険期間10年間)

令和7年度 新制度について

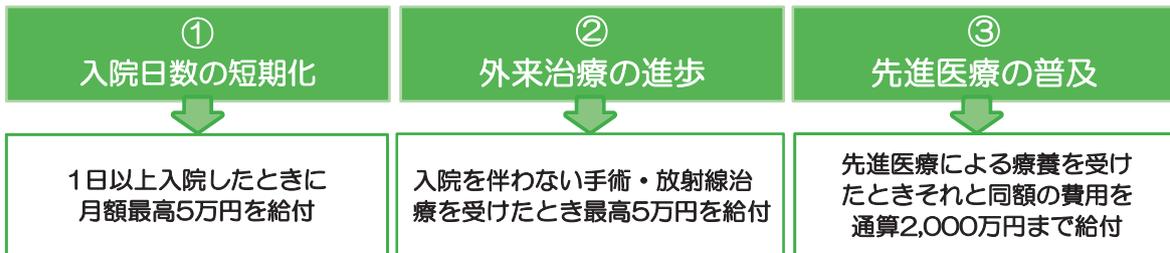
1. 長期所得補償保険の“新設”

・・・もしも病気やケガ（令和7年4月1日以降発症）で長期休職となった場合



2. 治療費支援制度の“新設”

医療技術の進歩により、新たな対応として治療費支援制度で組合員の皆さまをサポートします!!
月額5万円コースにご加入の場合



※1入院につき30日ごとに5回を限度（通算36回） ※60日の間に1回を限度（無制限）
※入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

団体ゴルファー保険

一般保険料の
5%引き!

**ゴルファー保険
ゴルフライフを万全の備えで!**
「ゴルフ場外」での事故は保険の対象外となります。（ただし、賠償事故についてはゴルフ場外でも対象となります。）
「ゴルフ場外」とは、ゴルフの練習、または協議を行う施設で施設利用については、料金を徴するものをいいます。（パターゴルフ等は対象から外れます。）

補償内容		年間保険料	4,000円
傷 害	死亡・後遺障害		190万円
	入院1日につき		2,850円
	通院1日につき		1,900円
ゴルフ用品の損害			12万円
ホールインワン・アルバトロス費用			20万円
賠償責任保険（自己負担額なし）			1億円

募集
スケジュール等

申込方法 パンフレットに添付しました振込用紙及び加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、振込用紙では保険料を最寄りの福井銀行窓口にてお振込みください。加入依頼書は、次の①、②のどちらかで提出ください。
①継続加入の方は加入依頼書を返信用封筒で郵送してください。
②新規加入の方は所属所の共済組合事務担当課に提出してください。
申込締切日 令和6年11月8日（金曜日）
保険期間 令和6年12月15日から1年間

「生活サポートプラン」は退職後も 保険年齢69歳までの保障が確保できます！

退職後継続手続きの流れ



【お願い】

今年度末までにご退職されるご加入者の方は、継続の意思確認が必要となります。
つきましては、以下の手順にてお手続きをお願いします。

- ①所属所の共済組合事務担当課または(有)エル・サポート・福井までご連絡をお願いします。
- ②所属所に制度推進員がPR期間中訪問しますので、お手続きをお願いします。
※訪問スケジュールは、各所属所の共済組合事務担当課までご確認ください。

ご案内スケジュール(予定)

令和6年	11月 初旬	●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「Wide医療」 ・「治療費支援制度」・「長期所得補償保険」・「職場復帰支援制度」 ・「三大疾病支援制度」・「傷害総合保険」 更新PR開始 ※所属所に制度推進員が訪問し、ご案内を行います。
	12月6日(金)	●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「Wide医療」 ・「治療費支援制度」・「長期所得補償保険」・「職場復帰支援制度」 ・「三大疾病支援制度」・「傷害総合保険」 申込締切日
令和7年	4月1日(火)	●更新日

制度内容等の詳細は、パンフレットをご参照ください

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱店
有限会社 エル・サポート・福井

〒910-0843 福井市西開発4丁目202-1
福井県自治会館 5階
TEL (0776) 52-0133
FAX (0776) 52-0134

LIFE SUPPORT

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、今秋予定しております生活サポートプラン等の保険募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供(第三者提供)させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

● 共済組合の取り扱う保険

ア. 生活サポートプラン	イ. 医療保障保険(医療特約)	ウ. Wide医療	エ. 治療費支援制度
オ. 長期所得補償保険	カ. 職場復帰支援制度	キ. 三大疾病支援制度	ク. つなぎ積立年金
ケ. 傷害総合保険	コ. 所得補償保険	サ. ゴルフ保険	
シ. 団体地方公務員賠償責任保険	ス. 一時払退職後終身保険	セ. リレー定期	ソ. 退職後医療保障保険
タ. 退職後三大疾病支援制度	チ. 一時払退職後傷害保険	ツ. 退職後終身医療保険	

● 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

- ア. 組合員各位の所属番番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、部署コード、職員番号、送金先口座情報
- イ. 組合員各位の転出・転入情報
- ウ. 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

● 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

● 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

利用目的	共済組合から保険会社等に提供される個人データ	情報提供の手段
団体保険契約の事務手続き	保険金請求時の必要書類に記載される個人データ (戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等)	加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

個人情報提供の停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

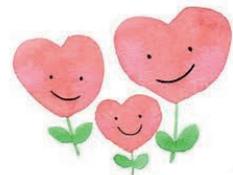
※上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。

こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思っているのに、ためらっていませんか？

当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」は、メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。



電話でのご相談

お気軽に
ご利用ください

(ハロー みんなの ふくい)
フリーダイヤル **0120-86-3-291**

メールでのご相談 発信アドレスあて回答します。(ご相談内容によっては時間を要する場合があります。)

福井県市町村職員共済組合専用アドレス

<https://consult.t-pec.co.jp/service/f181a6>

右のQRコードからもアクセスできます。お気軽にご利用ください。➡



★ 福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスした場合、トップページのバナーをご利用ください。

<https://www.fukui-kyosai.jp/>

メンタルヘルス専用アドレス	ユーザー名	パスワード
https://t-pec.jp/websoudan/	863291	863291

※プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合を除きます。

※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

<お問合せ先 健康管理課>

共済だより R6.10

北陸新幹線 敦賀延伸 で

北信越エリアからさらに近く!

市町村職員 共済組合の保養所で

近県 お得旅



新潟県市町村職員共済組合
アクアレー長岡

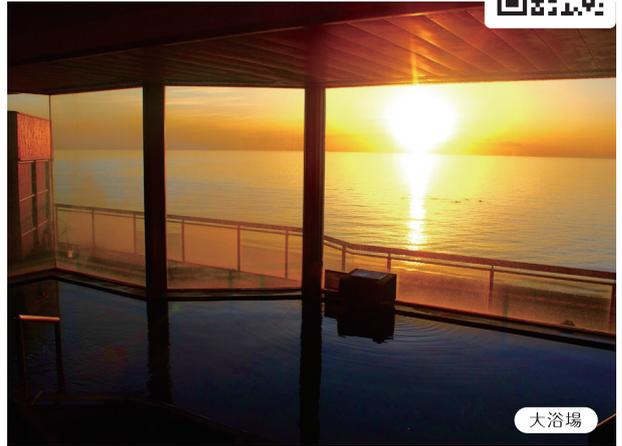


フィンランドサウナ

温泉・プール・フィンランドサウナ・マシンジム・スタジオなどを完備し、健康に特化した施設。料理も四季折々のコースをご用意しております。近隣の国営越後丘陵公園では、子供も楽しめるアスレチックやさまざまな花々を鑑賞できます。



新潟県市町村職員共済組合
瀬波はまなす荘



大浴場

地元食材を活かした旬のお料理と、全室オーシャンビューの客室が自慢の宿。波の音に癒され、朝夕移り変わる日本海の情景が楽しめます。豊富な湯量と高温の温泉からなる瀬波温泉は、体の芯から温まり、日常の疲れを癒してくれます。温泉付の客室も人気です。



富山県市町村職員共済組合
グリーンビュー立山



紅葉の立山ロープウェイ

雄大な立山連峰、高山植物の咲く弥陀ヶ原、黒部ダムなど、見どころめじろおしの立山黒部アルペンルート。その玄関口「立山駅」から徒歩3分という便利な立地の宿です。高原散策後は、なめらかな美肌の温泉や四季折々の新鮮な山海の幸も楽しめます。



石川県市町村職員共済組合
おびし荘



石川県の中でも福井県よりに位置するおびし荘では、現在、能登半島地震における全国の自治体からの支援に感謝の意を込めて、本年12月まで「支援感謝プラン(一泊二食11,800円※土曜・特定日は+1,000円)」をご用意しております。共済組合が発行する宿泊施設利用助成券をお持ちいただくと、さらにお得にご利用いただけますので、お電話にて「支援感謝プラン」とお伝えください。

秋の日はつるべ落とし、 秋の夜長を越路で過ごしませんか

和風ステーキ、お造り等の単品料理や、花垣、
いっちょらい等の冷酒も数多く揃えております。
ゆっくりとお楽しみください。



お造り盛り合わせ



和風ステーキ



日本酒各種



ワイン各種

越路のホームページをリニューアルしました。

客室、料理等の写真を多く取り入れ、
皆様にわかりやすくなっております。

ご宿泊の参考にしてください。

なお、ホームページからもご予約を
受け付けています。ご予約お待ちしております。



皆様のお越しを
お待ちしております



ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151
FAX:0776-77-3868
HP▶<https://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路



共済だより R6.10

RIZAPのオンラインセミナーを アーカイブ配信します！



RIZAPの運動・食事メソッド 肩こり腰痛予防編&食事編

こんな方におすすめ

- ✓ 肩こり腰痛に悩んでいる
- ✓ 運動不足を解消したい
- ✓ 楽しく健康になりたい
- ✓ 無理なく続けられる健康的な食事が知りたい
- ✓ 今の食生活の改善点を見つけたい



無料

★昨年度満足度★

100%

RIZAPセミナー参加者アンケート 2023年8月19日実施 N=21

配信期間：令和6年10月1日～10月31日

肩こり腰痛予防編

アーカイブ
動画配信



こんな情報が得られます

- ご自身の肩こり、腰痛の度合いを把握できる
- 肩こりや腰痛に繋がっている要因が分かる
- 肩こりや腰痛の予防改善に繋がる運動を体験できる
- ストレッチにより、血行改善や筋力向上が見込める
- リフレッシュすることで集中力UPが期待できる

食事編

アーカイブ
動画配信



こんな情報が得られます

- 今の食生活を振り返り、正しい知識を知ることで太りやすいリスクを確認でき改善点が見つかる
- 無理なく続けられる健康的な食事のコツが学べる
- 目標設定の効果的な方法がわかる
- 健康習慣を定着させるための秘訣が学べる

ご準備いただくもの

- 筆記用具、メモ用紙
- 水分
- 椅子
- タオル（肩こり腰痛予防編で使用します）
- PCまたはスマートフォン（スマホはzoomアプリの事前インストール必須）



オンラインでも効果を実感